

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：（株）中央技術コンサルタンツ
住所：東京都新宿区西新宿 8－5－1

2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 10 月 24 日 2 ヶ月
 至 令和 7 年 12 月 23 日

3. 事実概要

株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 7 月 21 日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年 8 月 8 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

その後、株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年 8 月 20 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 8 号ロに該当する。

＜指名停止措置要領別表第 2 第 8 号ロ＞

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 12 号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から イ 2 ヶ月以上 12 ヶ月以内 ロ 1 ヶ月以上 12 ヶ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 029－864－0564